

彩の国医療機関整備資金貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内の医療機関に対し、高度専門特殊医療の充実など地域の中核となる医療機関の整備を図るために必要な資金(以下「彩の国医療機関整備資金」という。)を融資することにより、地域医療体制の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「医療機関」とは、医療法(昭和23年7月30日法律205号)第1条の5第1項に定める病院とする。

(融資対象事業)

第3条 彩の国医療機関整備資金の融資対象となる事業は、次に掲げる事業の施設整備とする。

- (1) 第五次埼玉県地域保健医療計画に基づき、県民に必要な高度医療等を充実するため、病院の整備計画を一般募集した上で知事が適当と認めた医療機関の整備
 - (2) 前号に準じる医療機関(地域医療支援病院等)の整備
- 2 第1項に掲げる整備に係る施設整備を高度専門特殊診療施設整備とし、設備整備を高度専門特殊設備整備とする。

(融資対象者)

第4条 彩の国医療機関整備資金の融資を受けられる者は、第3条の事業を行う者であつて、県内に所在する医療機関を開設する者(ただし、国、独立行政法人国立病院機構、県及び市町村を除く)とする。

(融資条件)

第5条 彩の国医療機関整備資金の融資限度額、融資期間、貸付利率及び償還方法は、次のとおりとする。

融 資 区 分	融資限度額	融資期間	貸 付 利 率	据 置 期 間	償 還 方 法
高度専門特殊医療施設整備	20億円以内	20年以内	年1.20%	1年以内(ただし設備整備については6ヶ月以内)	元金均等割月賦償還
高度専門特殊医療設備整備	3億円以内	7年以内			

- 2 融資限度額及び融資期間は、前項に掲げる融資対象額及び融資期間の範囲内において、埼玉県信用保証協会(以下「保証協会」という。)及び彩の国医療機関整備資金の融資を取り扱う金融機関(以下「指定金融機関」という。)の行う貸付調査に基づく限度額及び融資期間とする。

(信用保証)

第6条 彩の国医療機関整備資金の貸付けに当たり、保証協会の信用保証が利用できる者は、信用保証を必要に応じて付するものとする。

(担保及び保証人)

第7条 彩の国医療機関整備資金の貸付けに係る担保及び保証人については、保証協会及び指定金融機関と融資申込者の協議により定めるものとする。

(指定金融機関)

第8条 指定金融機関は、知事が指定するものとする。

(貸付金の預託)

第9条 知事は、指定金融機関に対し、毎年度、予算の範囲内において貸付金原資の一部を預託するものとする。

(融資申込等)

第10条 彩の国医療機関整備資金の融資を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、別に定める様式による融資申込書2部を知事に提出し、知事の確認を受けた後、融資を受けようとする指定金融機関に融資申込書1部を提出するものとする。

2 当該事業に係る融資申込みは、各年度1回とする。

(申込みの取下げ)

第10条の2 申込者が融資申込みを取り下げようとする場合は、別に定める様式による申込取下書を知事に提出するものとする。

2 知事は、申込取下書の提出を受けたときは、その旨を関係金融機関に通知するものとする。

(審査)

第11条 知事は、事業計画等の内容がこの融資制度の目的に適合するか等を審査し、その結果を指定金融機関に通知するものとする。

(指定金融機関の貸付調査)

第12条 指定金融機関は、前条の通知を受けた場合においては、速やかに融資についての適否を決定し、その結果を知事に通知するものとする。

(融資の決定)

第13条 知事は、前条の通知を受けた後、申込者に対し融資についての適否を通知するとともに、指定金融機関に対し融資の実行を依頼するものとする。

(融資の実行)

第14条 指定金融機関は、前条の通知を受けた場合においては、速やかに融資の実行時期等について決定し、原則として各年度の1月末日までに融資の手続きを行うものとする。

(指定金融機関の報告)

第15条 指定金融機関は、資金の融資を実行したときは、遅滞なく別に定める様式による融資報告書を知事に提出しなければならない。

2 指定金融機関は、毎年度9月末日及び1月末日現在の償還状況を、別に定める償還状況報告書により知事に提出しなければならない。

(事業の着手)

第15条の2 彩の国医療機関整備資金の融資を受けた者（以下「借受者」という。）は、原則として融資を受けた年度の3月末日までに融資対象事業に着手しなければならない。

(借受者の報告)

第16条 借受者は、当該融資に係る事業が完了したときは、速やかに別に定める様式による事業完了報告書を知事に提出し、検査を受けなければならない。

2 借受者は、知事の要求があった場合には、融資対象事業の遂行状況を書面で知事に報告しなければならない。

(計画変更の承認)

第17条 借受者は、事業実施計画に重要な変更を加えようとするときは、別に定める様式によりあらかじめ事業計画変更承認を申請し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の事業実施計画の変更を承認したときは、速やかに指定金融機関にその旨を報告するものとする。

(期限前償還)

第18条 指定金融機関は、融資を受けた者が次の各号の一に該当するときは、県と協議の上、償還期限前に当該資金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 資金を融資の目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 資金の償還を怠ったとき。
- (3) 事業完了後、正当な理由なく事業完了報告書の提出がないとき。
- (4) その他融資の条件に違反したとき

2 知事は、融資を受けた者が前項各号の一に該当するときは、本人及び指定金融機関に通知の上、当該資金に関する預託を取り消すことができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、県と関係機関が協議して定めるものとする。

2 この要綱に係る取扱いについては、別途定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年8月15日から適用する。
- 2 この要綱に係る取扱いについては、別途定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年12月25日から適用する。
- 2 この要綱に係る取扱いについては、別途定めるものとする。
- 3 改正前の彩の国医療機関整備資金貸付要綱に基づいて融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年5月1日から適用する。
- 2 この要綱に係る取扱いについては、別途定めるものとする。
- 3 改正前の彩の国医療機関整備資金貸付要綱に基づいて融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年9月25日から適用する。
- 2 この要綱に係る取扱いについては、別途定めるものとする。
- 3 改正前の彩の国医療機関整備資金貸付要綱に基づいて融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年10月28日から適用する。
- 2 この要綱に係る取扱いについては、別途定めるものとする。
- 3 改正前の彩の国医療機関整備資金貸付要綱に基づいて融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年5月1日から適用する。
- 2 この要綱に係る取扱いについては、別途定めるものとする。
- 3 改正前の彩の国医療機関整備資金貸付要綱に基づいて融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年12月18日から適用する。
- 2 この要綱に係る取扱いについては、別途定めるものとする。
- 3 改正前の彩の国医療機関整備資金貸付要綱に基づいて融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月30日から適用する。
- 2 この要綱に係る取扱いについては、別途定めるものとする。
- 3 改正前の彩の国医療機関整備資金貸付要綱に基づいて融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年5月17日から適用する。
- 2 この要綱に係る取扱いについては、別途定めるものとする。
- 3 改正前の彩の国医療機関整備資金貸付要綱に基づいて融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から適用する。
- 2 この要綱に係る取扱いについては、別途定めるものとする。
- 3 改正前の彩の国医療機関整備資金貸付要綱に基づいて融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から適用する。
- 2 改正前の彩の国医療機関整備資金貸付要綱に基づいて融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から適用する。
- 2 改正前の彩の国医療機関整備資金貸付要綱に基づいて融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から適用する。
- 2 改正前の彩の国医療機関整備資金貸付要綱に基づいて融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から適用する。
- 2 改正前の彩の国医療機関整備資金貸付要綱に基づいて融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から適用する。
- 2 改正前の彩の国医療機関整備資金貸付要綱に基づいて融資された資金については、なお、従前の例による。